

明日香村地域活性化起業人 募集要項

【1 募集概要】

明日香村では、総務省の地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を活用し、民間人材の活力を取り入れることで、文化観光の推進を目指しています。飛鳥時代に大陸から飛鳥に伝来し、日本の芸能文化の礎となった仮面劇「伎楽」を文化資源として、「見る」だけでなく、「滞在し体験する」ことができる環境づくりなどに取り組む予定です。文化観光の推進を図るこの取組にご協力いただける企業（以下「派遣企業」という。）を募集します。

派遣企業の選定後、本村と派遣企業との間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本的事項について協定を締結します。派遣企業は、本村へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、【2 業務内容】に関する業務に従事します。

【2 業務内容】

派遣社員は、派遣企業等で培われた運営に関するノウハウや知見、ネットワーク等を活かして、「伎楽」を文化資源として、見るだけでなく、滞在し体験する機会を提供できる環境づくりなどの文化観光の推進を図るため、次に掲げる業務に従事します。

- （１）「伎楽」を文化資源とした文化観光の推進
- （２）村内飲食、宿泊事業者等との連携
- （３）その他、文化観光の推進に必要な業務

【3 募集人数】

１人

【4 主たる勤務地】

明日香村役場 世界遺産戦略課

【5 派遣期間】

６月以上３年以内

【6 派遣要件】

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

（１）派遣企業に関する要件

三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

（２）派遣社員に関する要件

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（本社機能を有する企業等の場合、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む）。ただし、入社後３か月未満の者及び本村内に勤務する者は除く。

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者。

ウ 普通自動車免許を取得している者。

【7 受入期間】

令和7年12月から（具体的な受入開始月日は協議の上決定）。

【8 派遣形態】

派遣企業の身分を保持したままの在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は派遣企業の規程に従います。

【9 就業条件】

派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等は明日香村の規定に従います。

【10 費用負担】

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣企業の支給基準に基づき、派遣企業が直接支給します。

【11 募集期間】

令和7年10月27日から令和7年11月9日まで

【12 応募方法】

以下の書類を郵送または電子メールにて提出してください。

（1）明日香村地域活性化起業人申出書（様式1）

（2）派遣企業の概要が分かる書類（様式2の派遣企業概要書または任意様式可）

（3）派遣社員の職務経歴書（様式3の派遣社員職務経歴書又は任意様式可）

【13 応募後の流れ】

提出書類の審査及び面談を経て派遣企業を決定します。決定後、派遣企業の担当者と派遣要件や費用負担について協議を行い、協定書（案）を作成します。

明日香村と派遣企業が双方合意の上、協定を締結し、派遣業務を開始します。

【14 応募先】

郵 送 提 出 先：〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

明日香村役場 世界遺産戦略課 宛

電子メール提出先：sekaiisan@tobutori-asuka.jp

TEL：0744-32-1016 FAX：0744-54-2440

【15 留意事項】

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に基づきます。
- (2) 応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却しません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。

【16 問合せ先】

【14 応募先】と同じ